○農林水産省告示第千二百九十七号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

表第一項第三号中「ベルチン会社」を「ジェービーエス会社」に改め、同項第七号中「ビーアールエフ株式会社」を「マットグロッソボビノス株式会社」に改め、同項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げ、第三十七号を第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七　バンコクインターフード株式会社の登録番号第二百十四号の施設（タイ・ナコンパトム県サムプラーン郡所在）

表第一項中第百五十六号を百五十七号とし、百四十六号から百五十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第百四十五号中「河南永達康食源食品有限公司」を「鶴壁市永達食品有限公司淇浜分公司」に改め、同号を同項第百四十六号とし、同項中第百四十四号を第百四十五号とし、第三十九号から第百四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九　ビー・エム・クオリティフード株式会社の登録番号第二百三十一号の施設（タイ・パトゥムタニー県クローンルアン郡所在）

表第二項第三号中「ベルチン会社」を「ジェービーエス会社」に改め、同項第七号中「ビーアールエフ株式会社」を「マットグロッソボビノス株式会社」に改め、同項中第百五十二号を百五十四号とし、第百四十二号から第百五十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第百四十一号中「河南永達康食源食品有限公司」を「鶴壁市永達食品有限公司淇浜分公司」に改め、同号を同項第百四十三号とし、同項中第百四十号を第百四十二号とし、第百二十五号から第百三十九号までを二号ずつ繰り下げ、第百二十四号を削り、第百二十三号を第百二十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

百二十五　栄成栄東食品有限公司の登録番号第三七〇〇／〇八一四二号の施設（中華人民共和国・山東省栄成市所在）

表第二項中第百二十二号を第百二十四号とし、第三十七号から第百二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第三十六号を第三十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十七　ビー・エム・クオリティフード株式会社の登録番号第二百三十一号の施設（タイ・パトゥムタニー県クローンルアン郡所在）

表第二項中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　バンコクインターフード株式会社の登録番号二百十四号の施設（タイ・ナコンパトム県サムプラーン郡所在）

○農林水産省告示第千二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字川上四五二、五一四の一、七九五、七九六、七九七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川上四五二・五一四の一・七九五・七九六・七九七の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町海川字西俣一一〇の一、一二五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西俣一一〇の一・一二五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市雄勝町雄勝字下雄勝一八の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地、公共住宅用地及び公共施設用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市雄勝町雄勝字下雄勝二の二（次の図に示す部分に限る。）、一二、一八の一、一八の三、五七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地、公共住宅用地及び公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道石狩郡当別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、当別町・磯谷郡蘭越町・虻田郡ニセコ町・留寿都村（以上三町一村について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

当別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、当別町（次の図に示す部分に限る。）、蘭越町

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。